

要 旨

1．作成の背景

平成 30 年 6 月 14 日、環境省自然環境局長から、日本学術会議会長に対して、「人口縮小社会における野生動物管理のあり方の検討に関する審議」の依頼がなされた。検討が依頼されたのは、次の 3 項目についてである。

- 1 加速する高齢化・人口減少によりますます問題が深刻化する低利用地域において有効な科学的野生動物管理を行うにあたっての現状の法制度等における問題点の洗い出しと、その解決のための方策の検討
- 2 低利用地域における環境・社会・経済の諸問題の複雑な関係性を踏まえた野生動物問題の位置づけの科学・学術面からの明確化と、課題解決方策としての科学的野生動物管理システムの具体的なイメージとシステム構築にあたって必要な要件の整理
- 3 密接な連携のもとに科学的野生動物管理システムの担い手となる主体について、現在から近未来にかけて最適と考えられるあり方の提案（特に、現場における科学的な判断・実践、データの収集・活用、研究を担う人材養成システムについての具体的提案）

2．現状および問題点

耕作放棄地や放棄森林の拡大が顕著な山間地、中山間地などの人口縮小地域において、シカ、イノシシ、サル、クマなど従来の大型野生動物の生息数の増加と分布拡大が生じ、これらがもたらす農林業被害の激化が地域コミュニティの持続的な発展・維持にとっての重大な障害の 1 つとなっている。

大型野生動物を適切に管理し、被害を防止・軽減しつつ自然生態系の重要な要素として保全するには、土地利用形態、その管理主体ならびに対象個体群の空間階層性を考慮した科学的な計画および地域におけるモニタリングを伴う順応的な管理が不可欠である。現場における取り組みは、それぞれの地域の持続可能性に向けた諸課題と統合的に、また、多様な主体の参加もしくは協働により進めることが重要であり、対策を効果的に進めるためには企画、立案、実行、評価を担う専門的人材が不可欠である。そのことは、野生動物の保全や野生復帰などの計画・実践とも共通する。

被害防除、個体数管理、生息地管理、および持続的な資源利用を統合した野生動物管理システムの構築ならびにその主体となり、科学的情報基盤の整備および計画立案と実践を担う科学的・社会的な力量をもつ人材の高等教育機関における教育システムの確立は、国が早急に取り組むべき喫緊の課題であるといえる。

日本学術会議はこれらの課題に関し、法学・地域研究・農学・食料科学・野生生物管理学・保全生態学および情報学の研究者より構成される課題別委員会「人口縮小社会における野生動物管理のあり方の検討に関する委員会」を平成 30 年 7 月に組織して審議を行い、現状の問題点を洗い出し、のぞましい野生動物管理およびその担い手教育について「人口縮小社会における野生動物管理のあり方」としてとりまとめた。

3．本答申における提言の内容

1) 効果的な統合的対策・管理のための連携と人員配置

現状で野生動物による被害の主要な対策となっている捕獲は、目的の異なる事業、環境省所管の鳥獣保護管理法上の都道府県特定計画制度にもとづく「狩猟」（個人のレクリエーション）と「個体数調整」（管理）および指定管理鳥獣捕獲等事業、農林水産省所管の

鳥獣被害防止特別措置法上の市町村防止計画に基づく「有害捕獲」（駆除）により、両者の連携が必ずしも十分にとられることなく、概ね地元猟友会員（減少・高齢化が顕著）に委ねる形で実施されている。国土レベルから局所レベル（市町村・集落）までを階層的・整合的にカバーする一体的な計画に基づき、効果的な被害対策と個体数管理を実施することが望ましい。そのためには、市町村と都道府県が計画・実施・モニタリングにおいて緊密に連携すること、科学的な計画立案・モニタリングを担うに足る専門的知識と技量をもつ鳥獣専門職員として、市町村には鳥獣害対策員、都道府県には鳥獣管理専門員を配置するべきである。

2) 持続可能な利用のためのシステムの構築

捕獲された野生動物の地域資源としての利用は、農山村コミュニティの維持・活性化に寄与する可能性がある。食肉として安全に、また持続的に利用するには、捕獲から消費に至るまで、適正なプロセスからなるシステムの構築が必要である。利用のための捕獲は、野生動物保護管理と矛盾することがないように、緊密な連携のもとに実施すべきである。家畜レベルの「食品としての安全性」の確保には、感染症を含む疾病に関わる知見の充実と監視体制整備が欠かせない。これら新たなニーズに応えるため、大学等の教育・研究機関においては、当該分野の研究・教育活動の拡充がのぞまれる。地域に入って、捕獲をはじめとするジビエ利用の関連業務にたずさわる人材の養成においては、持続可能な農山村コミュニティをデザインできる広い識見と地域の広範な人々との協働を担いうる「総合知」と「人間力」を培う教育がのぞまれる。

3) 耕作放棄地の管理・利用のための科学と社会的なしくみの強化

耕作放棄地は野生動物の生息の場となり農業被害増加の要因ともなるため、鳥獣害対策の観点からも適切な管理が求められる。その空間的な位置や環境、担い手の状況や放棄の経緯などにより、今後の活用や自然再生の方法を判断する必要がある。自然科学、社会科学双方の情報に基づいた計画策定がのぞまれる。農地としての再利用には、担い手への集積や集落営農など、既往の農業農村社会システム等を活用しうるが、新たな担い手を地域外から呼び込むなどのしくみを地域の実情にあわせて構築することも必要である。

4) 科学的なデータ・知見の拡充・活用のためのシステムの強化

効果的な対策・管理の計画・実施・モニタリングの基礎となるデータの収集・分析・評価、個体群と個体のデータを統合したデータベース、捕獲個体試料等を集積した試料バンクなどの科学基盤の強化は喫緊の課題である。データの整備・管理・活用の計画・評価の任を担うネットワーク広域科学委員会（国公設試験研究機関・大学等）が圏域ごとの広域管理組織（環境省地方環境事務所・地方農政局・地方森林管理局等）と緊密に連携して、特定計画の上位の広域管理指針の策定、統一的にモニタリング、および管理施策の評価を行いうるようなシステムの強化がのぞまれる。

5) 教育・研究のための大学・大学院のシステムの構築

1) から 4) までのいずれについても、新たな研究と教育の場が求められる。野生動物とその生息環境に関する科学的理解とモニタリング・分析・予測の能力、および、地域社会の諸問題を的確に捉え、統合的に解決する能力をもつ人材の養成のため、国は、大学・大学院レベルの新たな専門教育の課程や研究の場の創設を支援すべきである。